

「供給条件における重要事項」

- ◎「ビレッジトーコー湯沢」(2P～3P)
- ◎「ファミリーヴィラ越後湯沢」(4P～5P)
- ◎「ホワイトプラザ湯沢フォーレ」(6P～7P)
- ◎「三和平成団地」(8P～9P)
- ◎「南高見団地」(10P)

1. 申込みと契約の成立

- ①当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話等により申し込みいただきます。
- ②ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

2. ガスの供給開始予定日

- ①新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
- ②ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

3. 供給するガスの圧力及び成分

- ①当社が供給するガスはLPGガス、その規格は「い号」、熱量は 100.46 メガジュール
- ②最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
- ③供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量 90%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

4. ガス料金について

- ①ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ②支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として検針日に発生し、その翌日から 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

(税込)

	0から8㎡まで	8.1から30㎡まで	30㎡超
基本料金	1,100 円	1,599.40 円	3,472.15 円
基準単位料金	435.66 円	373.24 円	310.81 円

算出方法（円未満切捨て）

基本料金

+

調整単位料金

×

使用量

(基準単位料金±基準単位料金調整額)

- ③お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に 0 パーセント割増しした額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

5. 検針及び使用量の算定

- ①あらかじめ定めた日に毎月 1 度検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
- ②前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票等でお知らせいたします。

6. 供給施設の所有関係について

- ①内管やガス栓はお客様の資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社の所有物となります。
- ②内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客様は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

7. 工事費等

- ①お客様資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客様に負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客様の都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
- ②ガスメーターを設置するとき、及びお客様の申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、ご負担していただきます。

8. ガス料金等の支払い方法

- ①ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。
- ②遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の

請求により翌月以降にお支払いいただきます。

③工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

9. 保安等に対するお客さまへのお願い

①お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。

②ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

③②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

④保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。

⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。

⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。

⑦ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。

⑧保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。

⑨お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。

⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。

⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

10. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

①契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から 10 日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。

②ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、その旨をお申し出いただきます。

11. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

①お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

イ.ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合

ロ.ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合

ハ.お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき

ニ.その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合

②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

12. 各種の手続き・お問合せ

お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号（供給地点特定番号）を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

<今後の供給について>

①契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱い、営業所等でガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。

②ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	株式会社 カネコ商会（登録番号）D0258 代表取締役社長 荒 隆一郎 住 所：南魚沼郡湯沢町大字湯沢字中島川原1712-1 電話番号：025-784-2437（携帯電話も御利用いただけます） [受付時間：8：30～17：00（土日祝日を除く）] ◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。 電話番号：025-784-2437（携帯電話も御利用いただけます）
---------	---

1. 申込みと契約の成立

- ①当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話等により申し込みいただきます。
- ②ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

2. ガスの供給開始予定日

- ①新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
- ②ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

3. 供給するガスの圧力及び成分

- ①当社が供給するガスはLPGガス、その規格は「い号」、熱量は 100.46 メガジュール
- ②最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
- ③供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量 90%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

4. ガス料金について

- ①ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ②支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として検針日に発生し、その翌日から 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

(税込)

	0から8㎡まで	8.1から30㎡まで	30㎡超
基本料金	1,100 円	1,551.44 円	3,244.34 円
基準単位料金	425.76 円	369.33 円	312.90 円

算出方法（円未満切捨て）

基本料金

+

調整単位料金

×

使用量

（基準単位料金±基準単位料金調整額）

- ③お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に 0 パーセント割増しした額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

5. 検針及び使用量の算定

- ①あらかじめ定めた日に毎月 1 度検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
- ②前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票等でお知らせいたします。

6. 供給施設の所有関係について

- ①内管やガス栓はお客様の資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社の所有物となります。
- ②内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客様は当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

7. 工事費等

- ①お客様資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客様に負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客様の都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
- ②ガスメーターを設置するとき、及びお客様の申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、ご負担していただきます。

8. ガス料金等の支払い方法

- ①ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。
- ②遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の

請求により翌月以降にお支払いいただきます。

③工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

9. 保安等に対するお客さまへのお願い

①お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。

②ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

③②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

④保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。

⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。

⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。

⑦ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。

⑧保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。

⑨お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。

⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。

⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

10. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

①契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から 10 日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。

②ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、その旨をお申し出いただきます。

11. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

①お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

イ.ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合

ロ.ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合

ハ.お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき

ニ.その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合

②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

12. 各種の手続き・お問合せ

お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号（供給地点特定番号）を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

<今後の供給について>

①契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱い、営業所等でガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。

②ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	株式会社 カネコ商会（登録番号）D0258 代表取締役社長 荒 隆一郎 住 所：南魚沼郡湯沢町大字湯沢字中島川原1712-1 電話番号：025-784-2437（携帯電話も御利用いただけます） [受付時間：8：30～17：00（土日祝日を除く）] ◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。 電話番号：025-784-2437（携帯電話も御利用いただけます）
---------	---

1. 申込みと契約の成立

- ①当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話等により申し込みいただきます。
- ②ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

2. ガスの供給開始予定日

- ①新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
- ②ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

3. 供給するガスの圧力及び成分

- ①当社が供給するガスはLPGガス、その規格は「い号」、熱量は 100.46 メガジュール
- ②最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
- ③供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量 90%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

4. ガス料金について

- ①ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ②支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として検針日に発生し、その翌日から 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

（税込）

	0から8㎡まで	8.1から30㎡まで	30㎡超
基本料金	1,100 円	1,955.80 円	5,165.05 円
基準単位料金	473.06 円	366.09 円	259.11 円

算出方法（円未満切捨て）

基本料金

+

調整単位料金

×

使用量

（基準単位料金±基準単位料金調整額）

- ③お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に 0 パーセント割増しした額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

5. 検針及び使用量の算定

- ①あらかじめ定めた日に毎月 1 度検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
- ②前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票等でお知らせいたします。

6. 供給施設の所有関係について

- ①内管やガス栓はお客さまの資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社の所有物となります。
- ②内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

7. 工事費等

- ①お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
- ②ガスメーターを設置するとき、及びお客さまの申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、ご負担していただきます。

8. ガス料金等の支払い方法

- ①ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。
- ②遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の

請求により翌月以降にお支払いいただきます。

③工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

9. 保安等に対するお客さまへのお願い

①お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。

②ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

③②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

④保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。

⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。

⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。

⑦ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。

⑧保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。

⑨お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。

⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。

⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

10. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

①契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から 10 日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。

②ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、その旨をお申し出いただきます。

11. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

①お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

イ.ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合

ロ.ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合

ハ.お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき

ニ.その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合

②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

12. 各種の手続き・お問合せ

お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号（供給地点特定番号）を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

<今後の供給について>

①契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱い、営業所等でガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。

②ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	株式会社 カネコ商会（登録番号）D0258 代表取締役社長 荒 隆一郎 住 所：南魚沼郡湯沢町大字湯沢字中島川原1712-1 電話番号：025-784-2437（携帯電話も御利用いただけます） [受付時間：8：30～17：00（土日祝日を除く）] ◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。 電話番号：025-784-2437（携帯電話も御利用いただけます）
---------	---

1. 申込みと契約の成立

- ①当社によるガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話等により申し込みいただきます。
- ②ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

2. ガスの供給開始予定日

- ①新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給をいたします。
- ②ガス小売供給契約を他の事業者から当社に切り替えて申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

3. 供給するガスの圧力及び成分

- ①当社が供給するガスはLPGガス、その規格は「い号」、熱量は 100.46 メガジュール
- ②最高圧力は 3.2 キロパスカル、最低圧力は 2.2 キロパスカル
- ③供給するガスの成分は、プロパン及びプロピレンの合計量 90%以上、エタン及びエチレンの合計量 5%以下、ブタジエン 0.5%以下

4. ガス料金について

- ①ガス料金は、基本料金とガスの使用量に応じて計算する調整単位料金によります（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）。調整単位料金は基準単位料金に原料費の変動に応じて調整した額を加減した額になります。
- ②支払義務が発生する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、原則として検針日に発生し、その翌日から 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）にお支払いいただいたときは早収料金を適用いたします。なお、口座振替又はクレジットカードによりガス料金のお支払いをいただいている場合は、当社の都合により、ガス料金を早収料金適用期間経過後に口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

(税込)

	0から8㎡まで	8.1から30㎡まで	30㎡超
基本料金	1,100 円	1,558.92 円	3,279.87 円
基準単位料金	514.86 円	457.50 円	400.13 円

算出方法（円未満切捨て）

基本料金

+

調整単位料金

×

使用量

（基準単位料金±基準単位料金調整額）

- ③お支払いが、早収料金適用期間後に行われる場合には、早収料金に 0 パーセント割増しした額（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）をお支払いいただきます。

5. 検針及び使用量の算定

- ①あらかじめ定めた日に毎月 1 度検針を行います。（この検針を行った日を「定例検針日」といいます。）
- ②前回の検針及び今回の検針におけるガスメーターの指示値により、その料金算定期間の使用量を算定し、検針票等でお知らせいたします。

6. 供給施設の所有関係について

- ①内管やガス栓はお客さまの資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管などのガス設備は、当社の所有物となります。
- ②内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは当社が留保し、お客さまは当社の承諾なしにこれらを使用することはできません。

7. 工事費等

- ①お客さま資産の供給施設の設置及び修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）は、お客さまに負担していただきます。また、供給開始前にガス小売供給契約又はガス工事契約をお客さまの都合により変更又は解除される場合は、これに要した工事費を負担していただきます。
- ②ガスメーターを設置するとき、及びお客さまの申し込みにより供給管の位置変えを行うとき、これらに要する工事費（消費税等相当額を含む設計見積金額といたします。）は、ご負担していただきます。

8. ガス料金等の支払い方法

- ①ガス料金は、口座振替、クレジットカード払い、払込みその他の方法又は集金員への直接支払いの方法によっていただきます。なお、支払期限は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目といたします。
- ②遅収料金のお支払いは、早収料金に相当する額を支払期限までにお支払いいただき、この額と遅収料金との差額は、当社の

請求により翌月以降にお支払いいただきます。

③工事費、供給施設の修繕費その他のガス料金以外の代金については、原則、払込みの方法でお支払いいただきます。

9. 保安等に対するお客さまへのお願い

①お客さま資産については、お客さまの責任において管理していただきます。

②ガス事業法令の定めるところにより、検査及び緊急時の措置等の保安責任を当社が負います。お客さまの承諾を得て、内管及び消費機器等について調査し、その調査結果を速やかに通知いたします。また、調査ができなかった場合等において、当社の責に帰すべき事由以外の事由によりお客様が損害を受けられたときは、当社は賠償の責を負いません。なお、調査の際はお客さま等の立会が必要となります。

③②の調査について、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けたとき、適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

④保安のため必要な場合には、係員がお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入ることを承諾していただきます。保安のため必要な場合には、ガス小売供給契約を解除された後であっても、立ち入ることを承諾いただきます。なお、立ち入る際には、お客さまの求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。

⑤ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社は報道機関、印刷物等を通じガス事業法令の定める必要な事項を周知いたします。お客さまは十分にご確認をお願いします。

⑥ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に連絡していただきます。

⑦ガスの供給又は使用が中断された場合、復旧のためにマイコンメーターの操作をしていただくことがあります。ガスの供給又は使用の状態が復旧しないときは、上記⑥の場合に準じて当社に連絡していただきます。

⑧保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、また、その際はお客さまに費用を負担していただくこともあります。場合によっては使用をお断りすることがあります。

⑨お客さまが、当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの圧力等に影響を及ぼす施設を設置することはできません。

⑩災害その他の不可抗力による場合、ガス工作物の修理その他工事による保安上必要がある場合等は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。その場合、状況の許す限り、その旨をあらかじめ、適切な方法でお知らせいたします。

⑪その他、保安の確保を図るため、ガス小売供給約款に定める事項を遵守していただきます。

10. お客さまからの申出によるガス小売供給契約の変更・解除

①契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は、申出の日から 10 日以降の定例検針日の翌日から適用といたします。

②ガス小売供給契約を解除しようとするお客さまは、あらかじめ解除しようとする日（以下「解除日」といいます。）と併せて、その旨をお申し出いただきます。

11. 当社からの申出によるガス小売供給契約の解除

①お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当社から解除することがあります。また、契約解除をする場合は、解除日の遅くとも 15 日前及び 5 日前に文書等で 2 回通知いたします。

イ.ガス料金の支払期限を経過してもなお、お支払いいただけない場合

ロ.ガス小売供給契約以外の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金及び料金以外の債務についてお支払いいただけない場合

ハ.お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合、不正にガスを使用された場合において、当社がその旨を警告しても改めていただけないとき

ニ.その他ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても改めていただけない場合

②契約解除前にガスの供給を停止する場合も、上記と同様に 2 回通知いたします。

12. 各種の手続き・お問合せ

お客さまのガスの需要場所を特定する番号として、お客さま契約番号（供給地点特定番号）を検針票等で案内いたします。ガス小売供給契約の内容の変更・解除の手続き、お問合せは、下記までご連絡ください。

<今後の供給について>

①契約の締結後に供給条件を変更する場合やこの書面に記載のない事項の取扱い、営業所等でガス小売供給約款に定める最新の供給条件により確認することができます。

②ガス小売供給約款を変更する場合において、変更前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付は、ガス小売供給約款に定めた方法により行います。なお、お客さまが、変更を承諾いただけない場合は契約を解除することができます。

ガス小売事業者	株式会社 カネコ商会（登録番号）D0258 住 所：上越市頸城区西福島字本田512-8 電話番号：025-545-2630（携帯電話も御利用いただけます） 【受付時間：8：30～17：00（土日祝日を除く）】 ◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。 電話番号：【上越営業所】 025-545-2630（携帯電話も御利用いただけます）	代表取締役社長 荒 隆一郎
---------	--	---------------

『南高見団地』につきましては、長岡営業所に約款を掲示しております。

お問合せは、下記までご連絡ください。

ガ ス 小 売 事 業 者	株式会社 カネコ商会（登録番号）D 0 2 5 8 代表取締役社長 荒 隆一郎 住 所：長岡市下々条4丁目 1 5 2 1 - 2 電話番号：0 2 5 8 - 2 4 - 3 9 6 5（携帯電話も御利用いただけます） [受付時間：8：30～17：00（土日祝日を除く）] ◆ガス漏れ等の緊急時は直ちに下記までご連絡ください。 電話番号：0 2 5 8 - 2 4 - 3 9 6 5（携帯電話も御利用いただけます）
--	---